

女性活躍推進に関する自主目標の設定について

愛媛県男女参画・県民協働課
えひめ女性活躍推進協議会
(協力：愛媛労働局雇用均等室)

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、女性の活躍は企業や団体の維持・活性化に不可欠であり、意欲ある女性が活躍できる環境を整える必要性を実感している事業主の方が増えています。

そこで、県内の企業・団体の自主目標の設定状況について把握いたしたいので、別添「女性活躍推進に係る自主目標設定状況報告シート（シート①）」を御提出ください。

また、300人以下の労働者を常時雇用する事業主の方で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」で規定されている「事業主行動計画策定指針（ガイドライン）」レベルの計画を立てるのは当面難しい（※1）が、**自主目標を立てて、計画的に具体的な取組みを始めたい**と考える事業主の方に御利用いただけるよう、「女性活躍推進に関する自主目標設定シート（シート②）」を作成しました。

このシートに沿って女性活躍推進に関する自主目標を立てていただき、具体的な取組を始めることにより、皆様の職場で女性が生き生きと活躍し、企業や団体、地域が活性化することを目指しています。

「シート①」や「シート②」は愛媛県男女参画・県民協働課へメール（又はFAX）
でご送付ください。

なお、皆様の自主目標や取組内容を広く周知し、企業・団体のイメージアップにつなげますとともに、他の企業・団体の取組事例を参照できるように、両シートの県のホームページでの公表に御協力願います（※2）。

更に、「シート②」を使わずに独自の様式で自主目標を立てたり、自社のホームページ等で自主目標を公開したりしている場合にも、県男女参画・県民協働課へお知らせください。同様に皆様の取組等を周知し、イメージアップを図ります。

【シート①②の送付先】

愛媛県男女参画・県民協働課 E-Mail：danjokyodo@pref.ehime.lg.jp
FAX：[089-912-2444](tel:089-912-2444)

※1 女性活躍推進法において、行動計画の策定・届出・公表等は、301人以上の労働者を常時雇用する事業主については義務、300人以下の労働者を常時雇用する事業主については努力義務とされています。女性活躍推進法第8条に規定する届出等を行う場合は、法令の規定に基づき行動計画を策定すること等が必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページ（女性活躍推進法特集ページ）

（アドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

をご覧ください。か、愛媛労働局雇用均等室（電話：089-935-5222）にお問い合わせください。

※2 県ホームページで公表する際に、企業・団体名を非公表にすることが可能です。

【シートに関するお問合せ・提出先】
愛媛県 男女参画・県民協働課
TEL：089-912-2332 FAX：089-912-2444
E-mail danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

【女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画
についてのお問合せ先】
愛媛労働局 雇用均等室
TEL：089-935-5222